

科学技術イノベーション政策推進のための有識者研究会  
論点整理（案）

I. 基本認識と基本姿勢

- (1) これまでの議論を踏まえると、II. に掲げる論点をまとめるための前提として、以下のような「科学技術イノベーション政策に関する基本認識」を明確にしておくことが必要ではないか。

【科学技術イノベーション政策に対する基本認識】

○国家戦略の骨格をなすものとしての位置付け

○「科学技術」から「科学技術イノベーション」への拡張

(政策の推進体制)

- ・他の重要政策（産業、教育、外交等）とも連携して、政府の施策を総動員して研究開発の成果により我が国の経済・社会に新しい価値を創造する体制の構築
- ・情報が国民まで含めて正確かつ迅速に提供されて共有できる体制の構築

(施策の対象範囲)

- ・研究開発だけでなく、研究開発の成果の社会での活用（社会的実装）による価値の創造
- ・研究資金と人材の流れをより柔軟にする等多様な個人が自由に切磋琢磨できる環境の整備

○大学・研究開発を行う独立行政法人（以下、「研究開発法人」という）・企業の三者の有機的連携

○科学技術イノベーションに参画する主体（研究者、社会各セクター）の一体化（基礎研究の推進と研究成果の効果的な社会還元のための社会に開かれた研究構造の確立）

- (2) また、上記の基本認識に加えて、次のような視点を検討にあたっての共通する基本姿勢とすることが必要ではないか。

【検討にあたっての基本姿勢】

○科学技術イノベーション政策の実現のためには何を、どのように変える必要があるのかという具体的な問題意識に根差した検討を行う必要があること

○厳しい財政状況の下で科学技術イノベーションを推進していくためには、組織の肥大化を招かないこと

○国民の科学技術イノベーションに携わる関係者に対する信頼を得る努力が不可欠であること

## II. 本研究会で検討する必要がある論点

以上のような基本認識と基本姿勢のもとに、本有識者研究会では以下のような検討項目について、その内容を確認し、また、各論点を踏まえたうえで改革の方向性を示す必要があるのではないかと。

### 1. 我が国の科学技術イノベーション推進組織において強化すべき機能

(検討項目)

強化すべき機能及びその内容は以下のもので良いか。

#### (1) 司令塔機能

- ① 科学技術イノベーション関係施策全体を俯瞰した上での、メリハリの利いた施策実現のための一元的な総合調整
- ② 科学技術基本計画に示された施策等の関係府省における着実な実施の確保
- ③ 研究開発法人、大学及び民間企業等を有機的に連携させた政策の企画立案
- ④ 各界各層の多様な科学技術関係者（基礎研究からイノベーションまで）の動向や社会からの科学技術への社会的期待や科学技術の社会的影響を把握した上での政策の企画立案
- ⑤ 各府省の行政ミッションとは別に、科学技術イノベーション推進の観点から、研究者群（各省及び研究開発法人の研究者、大学の研究者、民間企業の研究者）との双方向の情報交換による研究者間の連携促進・国として必要な研究開発の提言（その結果としての各省の縦割りの打破）
- ⑥ 有識者等の科学的助言を踏まえた政策の企画立案

#### (2) 府省間の調整機能

- ① 関係府省における「非研究開発」施策（規制緩和、需要創出、教育、外交等）との連携
- ② 研究開発、科学技術系人材育成における各省の連携の実現

#### (3) 科学的助言機能

- ① 科学的助言の権威の向上による強化
- ② 政策執行における行政庁のトップに対する科学技術的知見に基づく助言と、政府における科学技術的知見の「品質保証」の実現

#### (4) 一元的な情報発信機能

- ① 科学的知見を踏まえた政府としてのワンボイスの情報発信
- ② 科学技術イノベーション政策に関する情報の研究現場との間での双方向による正確な

伝達

## (5) 情報収集・分析機能

- ① シンクタンクを活用した独自の立場での分析
- ② 施策立案及び評価への効果的反映

## 2. 1. で示した機能を現状から強化するために望ましい新しい科学技術イノベーション政策推進組織の在り方

### (1) 科学技術イノベーション政策推進の「司令塔」の具体像

#### ① 予算編成等資源配分における役割

○科学技術関係施策全般について「司令塔」が俯瞰してその考えを示す範囲  
(検討項目)

- (a) 科学技術関係施策全体の内容を把握して、その時々の方針課題に即した重点化の方針等の意見を示すことを可能にするための方策
- (b) その際、独立行政法人制度、国立大学法人制度等との関係について考慮すべき点

○「メリハリの利いた施策の実現」と「大枠としての科学技術関係予算の確保」の考え方

(検討項目)

- (c) メリハリの利いた科学技術関係施策の実現には、府省の縦割りを超えた施策全体の資源配分方針を示すことが必要であり、そのための要件
- (d) 「大枠としての科学技術関係予算の確保」をするため、相対評価等による厳格な優先順位付け、検証可能な成果目標の設定、評価などを通じ、質が高く「メリハリの利いた施策を実現」し、イノベーションの成果を示すことによって納税者である国民の科学技術予算に対する信頼感を得ることの必要性

○関係府省を誘導する手段としての独自予算の要否

(検討項目)

- (e) 「司令塔」の方針に沿った施策実現のため、「司令塔」にその使用内容を「司令塔」が決める「独自予算」を設けることの必要性
  - －科学技術関係施策全体を俯瞰して、自らの方針を徹底できるとするならば、全体と比べ少額の独自予算を有する必要があるのか。具体的にどのようなことを実施することが想定されるのか。
  - －「司令塔」に固有な予算としては、スクラップアンドビルドを前提として、調査分析機能を向上させるための調査分析に要する費用の確保が必要ではないか。

② 科学技術イノベーション政策の方針を各省において実施することを徹底させるために必要な権威・位置づけと権限の在り方

○権威・位置づけ

(検討項目)

以下の点についてどのように考えるか

(a) 司令塔の構成

政策決定は政治により行われることと科学技術イノベーション政策をめぐる政策決定では専門的な知識が必要な場合が多いこととの関係の捉え方

－閣僚と有識者で構成された組織

－資源配分の調整等の政策決定を行う組織（閣僚中心）と政策決定に対する提言・助言及び検証を実施する組織（有識者）とから構成される組織

(b) 司令塔の規模（人数）

議論自体の活性化

→閣僚の構成員は資源配分や総合調整に係る閣僚に限定

多様な意見の反映・決定事項の確実な実施

→イノベーション政策が明示的に追加されたことを踏まえた一定数の構成員を確保

－ただし、具体的な構成員については、イノベーション政策を検討するのに相応しい人選とするとともに、自らの利害関係にとらわれずに、政府全体としての科学技術イノベーション政策の立案・実施に向けて発言する必要があるのではないか。

(c) 国家戦略全体を担当する組織（国家戦略会議）との関係

国家戦略のうち科学技術の知見が必要な事項は「司令塔」で検討し、国家戦略会議へ提言・報告するという形の適否

科学技術政策担当大臣が国家戦略会議のメンバーとなることの必要性

(d) 現場の科学者、技術者と司令塔との関係強化

政策の調査審議にあたり現場の声を拾い上げるとともに政策の方向性を現場にフィードバックする仕組みを構築する必要性

司令塔におけるそのための特別な組織の別途設置の必要性

(e) 安定的で継続的なグランドデザインの提示

これまで以上に政策の継続性を担保することにより特に若手研究者の政策への信頼感を向上させることの必要性

(f) 権威の根拠となる調査・分析能力の確保（3.とも関係）

社会のニーズを把握するため、政府内での役割分担を整理しつつ、司令塔を支えるシンクタンク機能強化の必要性

○権限

(検討項目)

**(g) 科学技術の振興とイノベーションの創出との関係**

「科学技術イノベーション」を対象とする場合、従来の総合科学技術会議が担当していた科学技術の振興に加え、「イノベーションの創出」を行うことがミッション。

→科学技術イノベーションとなって具体的に新たに加わる内容とそれを実現するために必要な権限

**(h) PDCAサイクルの確立**

－科学技術イノベーション政策におけるPDCAサイクルを確立する観点からは、現行の大型研究開発の評価に加え、「司令塔」は各府省における科学技術イノベーション政策を検証し、その検証結果に基づき、科学技術関係施策の重点化を行うようにすべきではないか。

－「司令塔」の評価対象としては、科学技術イノベーション政策の結果として、研究開発の成果等が社会でどのように取り扱われたかということが重要ではないか。

－「司令塔」の示した方針に対して各省はどのように対応したかを説明することが必要ではないか。

**(i) 各省（イノベーション関連部局を含む）との関係**

－「司令塔」は、科学技術イノベーション政策の観点から、各省及び各省所管の研究機関（国立試験研究機関、研究開発法人）に対し、必要な施策の実施を提言できるようにすべきではないか。

－「司令塔」は、関係府省間を連携させる仲介の役割を担うべきか。連携を仲介する人材はどのように育成・確保すべきか。

－「司令塔」の方針に従って各省が具体的な施策を実施することとし、「司令塔」自らは具体的な施策（研究開発プロジェクトの実施等）は行わないということが良いか。

－「司令塔」が「非研究開発」施策（規制緩和、需要創出、教育、外交等）に関し、イノベーション創出の立場から提案をして、関係府省との間で望ましい施策を構築していく仕組みが必要ではないか。

－宇宙・海洋・IT・知財といった各施策推進のための会議体・組織との関係については、科学技術イノベーションに関連する部分について連携するアプローチをとるべきか。あるいは、IT・知財とイノベーション全般に関わる部分は科学技術イノベーションの統一的枠組みの下で扱うべきか。

－科学技術に関する調整事務等の府省横断事務に関する現行の内閣府と文部科学省の連携をどのように強化すべきか。

**(j) 研究開発法人との関係**

研究開発法人を含む独立行政法人の制度改革が検討されていることと連携しつつ、「司令塔」が研究開発法人に対しても、研究開発の成果が

最大限出るように、一定の関与ができる形にすることが必要ではないか。  
例えば、次のような関与が考えられるのではないか。

- －「司令塔」が、随時、大所高所的な立場から研究開発法人の活動について、主務大臣へ勧告することができるとしてはどうか。
- －研究開発の特性に鑑みた法人評価の基本方針を「司令塔」によって策定すべきではないか。
- －主務大臣が作成する中期目標案／終了時報告書案（サンセット条項）について、「司令塔」によるチェックシステムを導入すべきではないか。
- －「司令塔」がP D C Aサイクル（成果目標の設定及び評価）を担い、研究開発法人を主導するため、アクションプランや重点施策パッケージのような取組を研究開発法人に対しても拡充、推進すべきではないか。

#### (k) 国立大学法人との関係

- －「大学の自治」に留意しつつ、研究開発及び研究開発の成果の社会実装において国立大学法人の有する能力が十分に活かされるような政策提言等の取組を推進すべきではないか。

#### (l) 民間企業との関係

- －イノベーションの担い手である民間企業との連携を一層促進し、現在総合科学技術会議で検討中の「科学技術イノベーション戦略協議会」のような組織を「司令塔」でも活用することが重要ではないか。

### ③ 「司令塔」の位置付け

(検討項目)

#### ①の役割及び②の権威・権限を効果的に発揮させるための「司令塔」の国家行政組織上の位置付け

- (a) 科学技術イノベーション政策に関する調査審議、意見具申を行う組織とし、政策の実施（総合調整）は内閣総理大臣・科学技術政策担当大臣が行う体制。（例：総合科学技術会議）
- (b) 科学技術イノベーション政策に関する調査審議を行い、その結果に基づき各省に対し施策の実施の推進及び総合調整を行う組織。内閣総理大臣が本部長、科学技術政策担当大臣が副本部長として参加。（例：宇宙開発戦略本部、北方対策本部等）

#### (2) 科学的助言を行う組織（科学技術顧問（仮称））の具体像

科学技術顧問（仮称）については以下の点の検討も踏まえて設置の要否を決定することとしてはどうか。

#### ① 科学技術顧問（仮称）の政府部内における位置づけ

- (a) 既存の体制との関係

科学者の助言や緊急時の対応について、各府省の審議会、政府への助言機能を果たしている独法や各種危機管理体制など様々な既存の体制があるなかで、新たな体制の必要性の整理、体系化の方策

#### (b) 政府部内における役割

科学技術顧問（仮称）は、科学者の助言なしには行政がうまく進まないという認識の下、

- －政府部内における科学技術に関する知見やデータのレベルを維持・向上させて科学技術の成果を行政に適切に活用するようにするとともに、
- －複雑・専門領域化している行政に対して専門的知見に基づき、助言の対象となる事象から中立の立場で助言を行う組織であり、
- －政策形成過程において専門的知見に基づき調査審議あるいは政策的助言を行う諮問組織とは異なり、明確に役割分担するべきものである、

ということで良いか。

また、科学技術顧問は科学技術イノベーションを対象とすることで良いか。

#### (c) 各省における科学技術顧問の要否

- －科学技術顧問（仮称）は内閣府において内閣総理大臣及び内閣総理大臣を補佐する科学技術政策担当大臣、関係各大臣に対して助言をする組織とするか、あるいは各省にも科学技術顧問（仮称）を設置して、各大臣に助言する組織とするか。その場合、その必要性とともに、各省の審議会、科学技術の知見を有する独法等の既存組織との関係についてどう整理するか。
- －後者の場合には、英国のように、科学技術顧問（仮称）から構成される会議を設置して、政府部内において整合性のとれた科学的助言を担保すべきではないか。
- －また、科学技術顧問（仮称）は、各行政分野で科学技術の知見が有効に活用されるように、当該行政のミッションから独立の立場で主務大臣及び各省・各省所管の研究機関（国立試験研究機関、研究開発法人）に対して助言や科学的知見の活用の品質保証を行うべきではないか。

#### (d) 任命

科学技術顧問（仮称）が、その権威を高める観点から、内閣総理大臣に、国会の同意を得て、任命されることの必要性

#### (e) 科学的助言と政治的意思決定の関係

国民の科学技術行政に対する信頼性を高める観点から、科学技術顧問（仮称）の助言と政治的な意思決定の関係を規定するルール作りの必要性

#### (f) 対外的な役割

- －科学技術顧問（仮称）を、科学技術（科学アカデミー、学界）と政府との間をつなぐ役割を担う存在とすべきではないか。

—科学技術行政に関するスポークスマンとして、科学技術顧問が適切か、あるいは国民からの負託を受けている科学技術政策担当大臣等の政務三役の方がふさわしいか。

## ② 科学技術顧問（仮称）の実施する事務の内容

以下の内容が考えられるのではないか

### (a) 総理、科学技術政策担当大臣等への科学的助言

政府の科学技術関係施策の実施にあたり、内閣総理大臣、科学技術政策担当大臣及び関係大臣に対し、科学技術に関する知見の活用が適切に行われるよう、科学技術に関する助言、情報の提供その他必要な措置を実施。

※緊急時の助言は、様々な情報の集約・整理とその整理に基づく適時的確な情報の提供が重要であるとともに、他の法令の規定に基づく緊急時の対応と調和が保たれるように実施することが重要。

### (b) 適切な情報発信

国民の関心が高い科学技術行政に関する情報を国民に適切に周知。

### (c) 協力要請

助言の質を高めるため、関係する審議会その他の関係行政機関の長及び科学技術イノベーションに関し識見を有する者から必要な協力要請を実施。

## ③ 科学技術顧問（仮称）のサポート体制、定員その他

### (a) 科学アカデミーとの関係

科学技術顧問（仮称）が、自らを支える事務局機能を持つとともに、日本学術会議を中心に科学アカデミーからの専門的知見に関する情報提供を定期的に受ける仕組を構築することの必要性。

### (b) 各省との関係（科学技術顧問（仮称）を政府内で1か所に設置する場合）

—各省に設置された科学技術に関する審議会の長と科学技術顧問（仮称）が定期的に意見交換を行う仕組を構築することの適否

—科学技術顧問（仮称）を複数名とすることの必要性。複数名の場合の役割分担。

### (c) 科学技術顧問（仮称）に求められる資質

—政治家ではなく科学者を科学技術顧問（仮称）とすべきではないか。

—自らの専門以外の専門的知見について、当該専門家からの助言を予断なく受け入れ、科学技術全体を俯瞰し、公平な立場で、自らの責任で最適と考える助言を行うことができる人物が望ましいのではないか。

—内閣総理大臣との間の信頼感を構築できることが重要ではないか。



#### (d) 科学技術顧問（仮称）の人選等

- －あらかじめ科学技術顧問（仮称）選出委員会のような機能を既存組織に担わせ、公募等により示された候補者を選出する方法をとるべきか。あるいは、内閣総理大臣による政治的任用とすべきか。
- －科学技術に関する有識者の中から幅広く優秀な人材を確保するため、科学技術顧問（仮称）は、危機管理時の対応などその責任を明確にした上で、必ずしも常勤としなくても良いのではないか。
- －現行の総合科学技術会議の有識者議員の任期は2年だが、科学技術顧問（仮称）の任期はどのような観点から、何年が適当か。

### 3. 新しい科学技術イノベーション政策推進組織（「司令塔」及び科学技術顧問（仮称））を支える体制

#### (1) 日本学術会議等科学アカデミーとの関係

- ① 「司令塔」及び科学技術顧問（仮称）が的確な判断を下すことを可能とするため、日本学術会議は「司令塔」及び科学技術顧問（仮称）に対し、政府から中立な立場から専門的な知見を提供する仕組を構築することの是非。
- ② そのために、日本学術会議における科学的助言機能を充実させることの必要性
- ③ 学会等の意見を「司令塔」及び科学技術顧問（仮称）が定期的に把握する仕組の構築の必要性

#### (2) 産業界との関係

- ① 産業界の意見を「司令塔」及び科学技術顧問（仮称）が定期的に把握する仕組の構築の必要性

#### (3) 「司令塔」及び科学技術顧問（仮称）を支える事務局の在り方

- ① 「司令塔」及び科学技術顧問（仮称）は利益相反となることは想定しにくいこと及び人材の効率的な活用の観点から、両者を支える事務局は同一で差し支えないとする考え方の適否。
- ② 事務局については、組織の肥大化を招かないよう留意しつつ、期待される機能が発揮されるような体制整備を図る一方法として、技術を理解している行政官の他、若手研究者をキャリアパスの一環として登用することの是非。その際、研究者が年間を通じて行う事務は具体的にどの程度あるのか、即戦力として行政官と比した優位性について整理することの必要性
- ③ また、事務局に在籍する行政官のキャリアパスの在り方（出向元との関係）について明確なルールの整理の必要性
- ④ 効果的な調査分析機能強化の観点から、事務局に自前のシンクタンク組織を

整備するよりも既存の科学技術に関する様々なシンクタンク（公的研究機関、大学等）との連携をさらに強化すべきとの考え方と事務局の下にシンクタンク機能を集約すべきとの考え方の適否。

#### 4. タイムスケジュール

##### （1）早急に対応すべき事項

上記2. 及び3. のうち早期に対応すべき事項の選定

##### （2）中長期的に対応すべき事項

上記2. 及び3. のうち検討に時間をかける必要がある事項の選定

#### 5. 運用で対応可能な事項

上記2. 及び3. のうち運用で対応可能な事項の選定。

運用で対応できない事項は、現行制度の改正を検討するということの是非